

運用報告書の適正性に関する確認書

2018年4月13日提出

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1
不動産投資信託証券発行者名 イオンリート投資法人
(コード: 3292)

代表者の役職・氏名 執行役員
(署名) 

イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の執行役員である塩崎康男は、当社の2017年8月1日から2018年1月31日までの第10期営業期間の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと運用報告書の作成等、開示に係る業務について、資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

2. 運用報告書の作成プロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社（所管部：財務企画部及び経理システム部（計算書類等に関するものに限る））は運用報告書の原案を作成し、下記3. のとおり法律事務所による法律面の助言及び会計監査人による監査を受けます。助言の確認及び監査の終了後、原案（確認、監査の過程での修正を含みます。）を確定させ、資産運用会社の代表取締役としての私が社内の決裁権限規程に則って承認し、執行役員である私が投資法人役員会に報告をした上で提出しています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用会社に対しては、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備を要請しており、資産運用会社においては開示に関する情報等開示規程及び開示マニュアルにより情報開示の基本方針並びに実施手順を定めるとともに、本投資法人に係る全ての重要な情報が、重要な情報の収集・精査・開示を所管する財務企画部に集約される体制になっていることを確認していること。
- (2) 運用報告書作成にあたり、投資信託及び投資法人に関する法律第130条の規定に対する適法性について、本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所の助言を得ていること。
- (3) 本投資法人の会計監査人である、PwCあらた有限責任監査法人より投資信託及び投資法人に関する法律第130条に規定される監査報告書を受領していること。
- (4) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。

以上